

学校番号 (2 2)
学校名 福岡市立高宮小学校
校長名 鍋島 直明
(生徒指導担当者 菅間 千恵)

令和 2 年度 高宮小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、学校開始月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容改善、1月に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- (1) 全教育活動を通して、子ども一人ひとりの自尊感情や人権意識を高めるよう努める。
- (2) 誰とでも仲良くする態度を育て、児童自らいじめの解消に取り組む姿勢を育む。
- (3) いじめについて、日常の観察や出席簿等から早期発見に努め、予防を最優先とする。

<高宮小いじめゼロ宣言>

- ・ 多様性を認め合い、人権を守ろうとする心を育成するとともに、いじめ・不登校の早期発見・対応を行います。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 「学校生活アンケート」を毎月の朝の集いの後に「お友達アンケート（いじめに特化したいじめ実態調査・無記名）」を学期の最終月の朝の集いの後に実施する。
- 6月、11月、2月に児童自らが絆づくりをするために、良さ見つけのグループエンカウンターを教育課程に位置付けて行う。（※人権教育部と連携）
- 児童が自己の居場所を感じて過ごせるよう、委員会活動・係活動等で役割をつくる。
- Q-Uアンケートを6月と11月に実施する（2～6年）。実施後に結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童生徒には、直ちに学年で共有、かつ支援について考慮する。支援方法をスズキ校務に記入する。
- 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」

ト」を実施する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 病気以外の欠席が連続して7日以上続く場合には、当該学年の学年主任が生徒指導主任にケース会議の開催を要請する。要請を受けた生徒指導主任は、管理職と「開催日時」「メンバー」を相談してケース会議を開催し、よりよい方向へ導けるようにする。
- 保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図るため、学期1回の高宮小学校いじめ防止対策委員会（校外部会）や学校サポーター会議等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、生徒指導研修にて「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）を活用する。
- (2) 日常の観察及びいじめ0ノート、月に1回のアンケートでいじめの早期発見に努める。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (2) 担任は状況や対応の経緯等について、聞き取りメモを用いて客観的な事実確認を行い、管理職はその結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (6) 加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を学校開始月に実施する。
- (2) いじめを未然に防止するために、1学期にQ-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。記録として内容をスズキ校務に記入する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。（平成31年度新規）
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信

等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○名称 高宮小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談、通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ 学校における、いじめであるかどうかの判断
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

【委員長】校長 【副委員長】PTA会長 【事務局】教頭

【職員】主幹教諭、生徒指導部長、養護教諭

【PTA】会長、副会長、役員など

【地域】

青少年健全育成連絡協議会代表、子ども会育成連合会代表、主任児童委員、民生委員

【専門的な知識を有する者】

SSW、SC、スクールサポーター、コーディネーター、心理福祉の専門家

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称 高宮小学校いじめ調査委員会

○役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長、教頭、当該学年教諭、養護教諭、SSW、SC

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日交付）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八條 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問

<p>票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</p> <p>3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</p>

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等	チェ ック
4	学校いじめ防止基本方針作成 学校生活アンケート（第2月曜）	D	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針作成 いじめ未然防止研修 6/4	P D D
5	学校生活アンケート（第2月曜）	D	高宮小いじめ防止対策委員会 5/28	CA
6	QU アンケート 5/30 学校生活アンケート（第2月曜） 教育相談お便り配布 いじめゼロ取組月間～6/22	D D D D	校内いじめ防止対策委員会 6/25 青少年育成連合協議会 6/25 いじめ防止対策委員会（校外） 学校サポーター会議 6/27 QU アンケート結果分析 5/30	CA C C CA CA
7	お友達アンケート（無記名） 7/1	D	校内いじめ防止対策委員会 7/9	CA
8	いじめゼロサミット 2020 参加 8/20	D	校内いじめ防止対策委員会 不登校支援研修 7/22	CA D
9	学校生活アンケート（第2月曜） 教育相談お便り配布 いじめゼロ実現プロジェクト規範教育（保護者とともに学ぶネット・携帯） 9/5	D D D	高宮小いじめ防止対策委員会 9/17	CA
10	学校生活アンケート（第2月曜）	D	校内いじめ防止対策委員会 10/31	CA
11	学校生活アンケート（第2月曜） QU アンケート 11/11 いじめ基本防止方針案見直し 11/15	D D C	QU アンケート結果分析 11/12 校内いじめ防止対策委員会 11/26 青少年育成連合協議会 11/26	CA CA C
12	お友達アンケート（無記名） 12/1	D	いじめ防止対策委員会 12/10 校内いじめ防止対策委員会（校外） 学校サポーター会議 12/12	CA C C
1	学校生活アンケート（第2月曜） 来年度いじめ基本防止方針案作成	D A	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針提案	P D
2	学校生活アンケート（第2月曜） 教育相談お便り配布	D D	高宮小いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会（校外） 学校サポーター会議 2/20 青少年育成連合協議会	CA C C C
3	お友達アンケート（無記名） 3/1	D	校内いじめ防止対策委員会	CA

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日交付）

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八條 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係